

医療法人立川メディカルセンター
柏崎市東地域包括支援センター 指定介護予防支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人立川メディカルセンターが設置する柏崎市東地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの保健師等、介護支援専門員、社会福祉士、その他の従事者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 センターは、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
 - 4 センターは、事業の運営に当たっては、市、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。
 - 5 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
 - 6 センターは、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 柏崎市東地域包括支援センター
- (2) 所在地 柏崎市大字善根6769番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターにおける従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

センターの担当職員の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 担当職員

保健師等 1人以上

介護支援専門員等 1人以上

社会福祉士 1人以上

指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 次に掲げる日を除いた日とする。

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12月31日から翌年の1月3日までの日

エ その他市長が特に定めた日

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第37号)第29条から第31条の規定によるものとする。

(利用料等)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、東地域(北条地区、中鯖石地区、南鯖石地区、高柳地区)とする。

(事故発生時の対応)

第9条 センターは、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 センターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行う。

3 センターは、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した

場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

- 第10条 センターは、自ら提供した指定介護予防支援又は介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
- 2 センターは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
 - 3 センターは、自ら提供した指定介護予防支援に関し、介護保険法の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 センターは市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告する。
 - 5 センターは、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行う。
 - 6 センターは、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 7 センターは、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を報告する。

(秘密保持)

- 第11条 担当職員その他の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 センターは、担当職員その他の従事者であっても正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。
 - 3 センターは、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第12条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずる。
- (1) センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
 - (2) センターにおける虐待の防止のための指針を整備する。

- (3) センターにおいて、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理等)

第13条 センターは、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 センターは、センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
- (2) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) センターにおいて、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第14条 センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第15条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 センターは、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(従事者の研修)

第16条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年6回以上 又は 適宜実施 など

(記録の整備)

第17条 センターは、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 センターは、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(掲示)

第18条 センターは、センターの見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

2 センターは、重要事項を記載した書面をセンターに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 センターは、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、市、医療法人立川メディカルセンター及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。